

琉璃河 M1902 出土作册奂卣考釈——その1

佐々木 研太・山本 堯

本稿は琉璃河西周遺跡出土の作册奂卣の考釈、関連の問題について検討を行うものである。山本担当の以下の原稿は次号に掲載する。

1. 琉璃河西周遺跡の概要
2. M1902 の概要
3. 作册奂器（尊・卣・爵・觶・鼎）の器制

4. 作册奂卣の釈文・考釈

(1) 琉璃河遺址 兩段銘文共證北京三千年建城史（『人民日報海外版』2022年1月10日、第11版）

M1902 墓内発掘出一件青銅卣、卣中銘文可辨識：“太保墉匭、延宛匭侯宮、太保賜作册奂貝、用作父辛宝尊彝。庚。”銘文中出現“太保”“墉燕”“燕侯宮”等內容、証明了3000余年前、周王重臣召公、親臨燕都也就是今天的琉璃河燕都遺址所在地、建築了燕国都城城牆。首都師範大学教授雷興山認為、銘文中的“墉”字、是築城之意、証実召公親自來過琉璃河遺址、併在此築都。

(2) “2022北京公衆考古季”啓動暨北京重要考古成果發布（『中国文物報』2022年11月1日、第5版）

出土于D15M1902号墓葬的尊・卣・爵・觶・鼎内銘文基本一致、銘文內容為：太保墉匭、延匭侯宮、太保賜作册奂貝、用作父辛宝尊彝。庚。

(3) 王晶「房山区琉璃河西周遺址2021~2022年發掘收獲」（『北京重要考古發現（2021—2022）』北京市考古研究院（北京市文化遺產研究院）編、文物出版社、2023年）

這5件銅器〔尊・卣・爵・觶・鼎〕内有銘文、銘文內容大体一致。（25頁）銅提梁卣中銘文可辨識、器蓋和內底銘文相同、隸定為：“太保章匭、延匭侯宮、太保賜作册奂貝、用作父辛宝尊彝。庚。”……這5件銅器在器形与紋飾上均具有典型的西周早期特徵、銘文相同、書体一致、應為同批鑄造。（26頁）

(4) 曹大志「周原与鎬京—關於西周王朝的都城」（『中国国家博物館館刊』2023年第7期）

作册奂器（鼎・尊・卣・爵・觶）[67]：太保墉燕、佶匭燕侯宮、太保賜作册奂貝、用作父辛寶尊彝。庚册。（50頁）……在作册奂器銘文裏、“匭”是召公在燕侯家中的活動、如果說是某種祭祀、却看不到祭祀的對象、因此這種可能性不大。（51頁）

[67] 王晶・曹大志・安妮娜・郭京寧：《琉璃河遺址出土西周重要銘文 実証北京三千年建城史》、《中国文物報》2021年12月24日。感謝王晶女士提供的作册奂觶銘文X光片。（56頁）

(5) 科技手段為琉璃河遺址出土文物“測年”北京3000年建城史再添実証（『北京晚報』2023年12月11日、第6版）

市考古研究院燕文化考古研究部館員王晶介紹、銘文中提到的“墉”、是築城之意、証実在此建造都城。銘文還提到“匭侯宮”、表明城中有一座很大的宮殿。

(6) 陳光鑫「太保与作册—北京琉璃河M1902新出作册奂卣研究」（『北京史学』2023年春季刊・総17輯、社会科学文献出版社、2023年12月）

拋孫慶偉先生介紹、提梁卣銘文4行24個字、釈文：“太保墉匭、延宛匭侯宮、太保賜作册奂貝、用作父辛宝尊彝。庚。”（278頁）

5. 銘文試釈

M1902 から出土した尊・卣・爵・觶・鼎の5つの銅器のうち、銘文の全容がわかるのは卣のそれのみである。そこで、以下には、(3)が掲載する卣の器銘写真(30頁)に基づいて考釈を試みるが、(3)に「這5件銅器内有銘文、銘文内容大体一致」とあることから、(4)が示す觶の積文も参考にする。

器銘写真を見ると、銘文は4行24字であるが、鑄がひどく字形が判然としないものも少なくない。隸定の私案を示せば、以下のとおりである。

大倬章匱A B
匱戾宮大倬易乍
册奂貝用乍父辛
寶隣彝唐

上記の積文を4つに分けて考察する。



○大倬章匱

2字目は作册大方鼎(2760⁽¹⁾)の倬字(図1)に似る。したがって、正しくは「イに従い王に従い子に従う」字であるが、いま便宜的に倬で代用した(以下には太保と表記する)。

図1: 

この4字は、太保が匱(燕)の封建に関わったことを述べる。西周早期の小臣盂鼎(2556)に「盂(召)公建匱(燕)」と記すことと同一の大事であろう。にもかかわらず、銘文の主語が太保・召公と異なることについて、(6)は、太保は周王および殷遺民による呼称であり、召公は周人による呼称であるという。

(1)(2)(3)(4)(5)は「章」を壙字に解し、築城の意とする。字釈はこれでよい。字形は臣諫殷(4237)に見える図2に似るが上下の亭の字画である横棒が見えないので、むしろ甲骨文の図3に近い。築城という字義もまた甲骨文中に固有の動詞の用法の引伸義であり⁽²⁾、西周金文中で章を動詞として用いる例は、本銘が初見であろう。

図2:  図3:  (『合集』4864⁽³⁾)

燕の築城について、(1)は「3000余年前、周王重臣召公、親臨燕都也就是今天的琉璃河燕都遺址所在地、建築了燕国都城城牆」といい、(3)も「周初太保召公奭親自到過匱(即今琉璃河遺址)、併在此築都」というが、必ずしも「親臨・親自」であったとはかぎらない。銘文の形式からすれば、「太保章燕」は、器主が太保の賜を受けてこの銅器を作った(作ることにした)“とき”を示す大事(すなわち紀時)でもあり、太保が成王のそば近くに仕えつつ燕都の築造を指図したということであってもおかしくないからである。このことは、後文の「燕侯宮」の所在ともかかわる。

この章や、下のB・唐のように、殷代の甲骨文や殷金文に近い字形が見られることも本銘の特徴であり、太保の語とともに、器主が殷の遺民であったこと(後述)と無関係ではあるまい。

○AB 匱 戾 宮

Aは鍔でほとんど判読できないが、(4)の注 67 (56 頁)に「感謝王晶女士提供的作册奭觶銘文X光片」とあるので、(4)が徠と隸定するのにしたがう。徠は従と通用する。土上卣 (5422)に「隹王大兪(禴)于宗周、徠^𠄎葦京年」とあり、その後半は「周王が宗周から葦京に移動して^𠄎を行つた年」ということである。したがって、「徠B 匱 戾 宮」とは「燕侯宮に移動してBした」ということであろう。

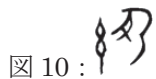
Bも写真では字形が判然としない。ただ、(4)が掲載する觶の当該字 (図 4) は、殷金文の戍學鼎 (2708)の図 5 の字形に近い。戍學鼎の銘文も「隹王^𠄎匱大室」に作るので、Bが動詞であることは疑いがない。



これまで、図 5 は、西周金文の図 6~9 と一字であり、^𠄎と隸定されることが多かったが、図 4 の出現によって、図 6~9 とは構造を異にする文字であることが明らかとなった⁽⁴⁾。すなわち、西周金文が、



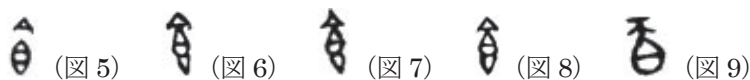
のように、首を伸ばして立つ人に肉を加えた形象を構成要素とするのに対し⁽⁵⁾、図 4 は人が下方に手を伸ばした形象に従う。したがって、明らかに肉の形象とは異なる図 5 の^𠄎も、下方に伸ばした手の形であり⁽⁶⁾、図 4・5 と図 6・7・8 とは別字、あるいは図 6・7・8 は西周王室が用いた図 4・5 の異体字であると考えなければならなくなった。いずれにせよ、西周早期の金文である沈子它斝 (4330)に見える図 10 は「糸に従い 夂に従う」字⁽⁷⁾、



すなわち夂であるのだから、上記の図 6・7・8 は、かつて陳夢家がいったように「従^夂從食從夂得声」の字で⁽⁸⁾、^𠄎と隸定すべきである。他方、甲骨文字の図 11 を夂と隸定するのであれば⁽⁹⁾、図 4・5こそ^𠄎とするべきである (以下には夂と表記する)。



なお、図 9 はひとり名詞の用法、すなわち人名であり、図 4~8 とは下部の構成要素が異なる (食ではなく、舌に従う) ので、『商周青銅器銘文選⁽¹⁰⁾』のように^𠄎と隸定するべきであると思う。



以上のとおり、Bが夂字であるとして、同一の字形が現れるのは、戍學鼎の「隹王^𠄎匱大室」のみであり、Bの字義を考えるにはあまりにも用例が少ないが、「徠匱燕侯宮」について、(1)は「遂後在匱侯宮举行祭礼」、(3)は「在匱侯宮進行宴饗」と大意を示す。夂字を(1)は祭礼に、(3)は宴饗の意に解していることがわかる。宴饗といえは一般には天子が群臣とともにする宴会の謂いである。たしかに戍學鼎の夂の主語は王 (殷王) であるが、本銘での主語は太保であると考えざるを得ないので語弊がある。夂という動詞は、図 6・7・8 の^𠄎

とは異なり、王がもっぱら行う行為を示す字であるというよりも、殷王であろうと、太保であろうと、その行為を示すことのできるいわゆる普通動詞であったと考えるべきであろう。

餽が普通動詞であることを重視すれば、郭沫若が館の異体字と考え⁽¹¹⁾、劉釗がこれを支持して「古代徒宛聲与従官声可以相通、金文餽字正如郭沫若所言、很可能就是館字的異体」といい「駐蹕〔滞在する〕」「下榻〔宿泊する〕」の意とする説⁽¹²⁾が穏当であろう。換言すれば、成學鼎であれば殷王が「鬻大室」に、本銘であれば太保が「燕侯宮」に御成りになったということである。

しかし、それでは本銘の場合、「餽」の字義と「饋」の字義とがいくぶん重複してしまう。したがって、餽の字義は、おもにその構成要素の一つである食が担っていると考えるべきである。このことと関連して、馮時も、成學鼎の餽字について「与西周金文之“餽”同從“食”字表意、以顯其主飲食生養之義」という⁽¹³⁾。たしかに、図4・5の字形は上述のように室内で食に手を伸ばしている形象であるが、食べものを供物として置いている姿なのか、そうではなく、食べものを手に取ろうとしている姿なのか、定かでない。前者であれば祭祀であり、後者であれば公的儀礼としての会食であると考えられよう⁽¹⁴⁾。今さしあたり後者で考えておく。

矢令方尊(6016)・彝(9901)に「令矢告于周公宮」と見えるが、本銘の「燕侯宮」のように「○侯宮」という宮室の名称は、殷周金文に初見であろう。この燕侯宮について、(5)は王晶(北京市考古研究院燕文化考古研究部館員)の「銘文還提到“匿侯宮”、表明城中有一座很大的宮殿」という見解を紹介する。王女史は、(3)で「周初太保召公奭親自到過匿(即今琉璃河遺址)、併在此築都」(上引)と述べているので、ここにいる「城」とは燕都のことと考えてよい。すなわち「燕侯宮」とは、燕の都にある燕侯の宮殿ということである⁽¹⁵⁾。もし燕侯宮が燕都に所在する燕侯の宮殿であれば、その燕侯宮に太保が出向いたことをわざわざ銘文にしているのであるから、太保は燕都にいながら燕侯宮に起居していなかったことになる。したがって、太保は上述のように宗周で成王の治政を輔佐しつつ燕都の造営を指図していたのであり、太保が出向いてそこで会食している以上、燕侯宮は宗周(周都)にあったと考えたほうがよい。具体的には燕侯旨が宗周に赴いて周王に“見事”したときに宿したところであり、かつまた周王室などとさまざまな遣り取りをする出先機関として建設した邸(屋敷)が燕侯宮であったと考えられよう。太保が燕侯宮に出向いて会食したのは、燕都が完成した、もしくは燕侯宮が落成したことを祝す儀礼であったのだろう。

○大僕易乍册奂貝、用乍父辛寶隤彝

太保が器主に貝を賜与し、それを記念して父辛を祀るための器を作ったことをいう。殷周金文に習見の句末であり、本銘もまた器主が太保の賜与にあずかった事由を明記しない。

作册については(6)を参照。また(6)は、器主について「應該是王朝官員、出入王命、隨召公來到燕国」(摘要)という。

器主の名は、図12のように必ずしも判然としない字形からしても、明らかに図13の構成要素である奂とは異なるが⁽¹⁶⁾、代替案があるわけでもないので暫定名として諸氏の積字にしたがって奂としておく。

金文では一般的な称謂とはいえ亡き父を「父辛」と呼んでいること、賜与の品が貝であること、下に述べる族名から、器主が殷の遺民であることは疑いない。



図12: (色反転処理)

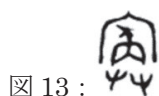


図13: 師奭父盤(10111、西周晩期)

○虜

族名であろう。殷金文の図 13 および 14 (の上部) とほぼ同形である⁽¹⁷⁾。なお、図 14 の册は作册の略であり、虜册とは虜の族で作册の官にあるものの謂いなのかもしれない⁽¹⁸⁾。であれば、器主は宰虜ではなく、作册虜としなければならないだろう。



図 13： 虜鼎 (987)



図 14： 宰虜角 (9105)

【釈文】太保章匱 (燕)。佻餽匱 (燕) 侯宮。太保賜作册奩貝。用作父辛寶罍彝。虜。

【訓読】太保、燕を^{きず}草か^{しむ}む。佻^ゆきて燕侯宮に餽す。太保、作册奩に貝を賜う。用て父辛の寶罍彝を作る。虜。

注

- (1) 青銅器名に付す数字は、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成 (修訂増補本)』(中華書局、2007年)の番号である。以下同じ。
- (2) 張亜初「殷墟都城与山西方国考略」『古文字研究』第10輯(中国古文字研究会・山西省文物局・中華書局編輯部編、中華書局、1983年、392頁)を参照。また近年でも、黄天樹「殷墟甲骨文中所見的“名動相因”現象」『首都師範大学学報(社会科学版)』2013年第3期が、張亜初と同じト辞を引いて「墉、名詞、指城或城牆。此处活用為動詞、当修城或修城牆講」(88頁)という。
- (3) 甲骨文字の引用は、郭沫若主編・中国社会科学院歴史研究所編『甲骨文合集』(中華書局、1978年～1982年)に拠る。以下同じ。
- (4) 赤塚忠も、図5について「周初の金文の^𠄎(饗)に似ているが、饗が肉を供える意を主としているのに対して、これは食を嘗める意を主としているのであろう。甲骨文の飲に似て、人が舌を出してなめるさまが字素になっている」(『中国古代の宗教と文化—殷王朝の祭祀—』753頁、角川書店、1977年)といひ、私と同じように図5と西周金文の図6～9とは構造を異にする文字であると考えていることがわかる。ただし、字素(構成要素)を舌とみなすことについては、注(6)を参照。
- (5) 王海・張利軍「伯唐父鼎与周穆王治理荒服犬戎」(『東北師範大学(哲学社会科学版)』2014年第1期)は、これらの字について「字似人俯首而口中銜肉之形。饗字表示人在屋下俯首食盛在祭器上的肉〔祭器に盛られた肉をうつむいて食べる〕的形象、会神降于宗廟内食祭器内的祭肉的意思、因而有祭祀之義」(221頁)という。
- (6) ちなみに、董珊「它簋蓋銘文新釈—西周凡国銅器的重新發現」(『出土文献与古文字研究』第4輯、2015年)は成盥鼎のこの部件について、166頁の注②で「“𠄎”所從“口”形或作“舌”形、見成嗣子鼎銘(《集成》02708)。」という。しかしながら、趙誠が^𠄎(『合集』10405)は^𠄎(象人伸長着脖子)・^𠄎(象人之口)・^𠄎(象舌頭伸出口外)・^𠄎(盛酒之器)の構成要素に従い、「象人伸着舌頭俯就於酒器之上」(趙誠『探索集』62頁、中華書局、2011年)というおとり、舌はへびのそのように先を分かち2本の線で表すので、^𠄎を舌の形象と考えることはできない。黄益飛「新出鈇我貞銘文所見西周祭礼考」(『文学遺産』2024年第4期)は、成盥鼎の^𠄎について「像尸俯身飲食之象、与其他“餽”字所從之𠄎為身形弯曲口内銜肉的形象略有差異」(173頁)という。

- (7) ちなみに、後掲の『商周青銅器銘文選』(57頁)や趙燕姣「也簋銘補積」(『中原文化研究』2017年第4期、124頁)は「從糸及声」の字とする。
- (8) 陳夢家『西周銅器斷代』42頁(中華書局、2004年)。
- (9) 例えば、陳邦懷『一得集』4頁(齊魯書社、1989年)。李学勤「申論四方風名ト甲」も死と積し、注⑩に「此字在ト甲上比較清楚而完整、旧積“𠂔”、恐非」(『中国古代文明研究』32頁、華東師範大学出版社、2005年)という。なお、1994年に山東省の滕州前掌大M18墓から出土した泰盃(M18:46、西周早期)の銘文に死字が現れているようであるが、拓本を見ても字形は判然としない。
- (10) 馬承源主編、文物出版社、1988年、51頁。
- (11) 郭沫若『兩周金文辭大系図録攷釈』下28葉裏(上海書店出版社、1999年)を参照。
- (12) 劉釗「積金文中從死的幾個字」(初出:1996年。劉釗『古文字考釈叢稿』108頁、岳麓書社、2005年)を参照。
- (13) 馮時「西周莠京与殷周饗祭—殷周苑囿与祭竈傳統」(『中原文化研究』2019年第6期、14頁)を参照。
- (14) すでに早く、王子超「河南出土商周金銘研究」(『河南大学学报(哲学社会科学版)』1990年第4期)は、戌學鼎の当該字(図5)を「𠂔に從い飢に從う」字と考え、「進食或享祀的意思」(75頁)と述べている。なお、白川静は、図6を従来どおり饗と隸定し「おそらく宴と同義の字であろう。……饗は室内において設上に肉を用いる象で、最も宴の初義に近い形象である」(白川静著作集別巻『金文通釈1[上]』343頁、平凡社、2004年)といい、(4)は、図4~9をすべて饗字とし「可能是表示設饗享賓一類意思的字」(51頁)という。すなわち(4)は、図9も人名(名詞)ではなく、動詞と考えているのである。
- (15) 陳夢家は端的に「宮与廟是有分別的。宮・寢・室・家等是生人所住的地方、廟・宗・宗室等是人們設為先祖鬼神之位的地方」という。陳夢家『西周銅器斷代』36頁。
- (16) 徐在国「燕国文字中的“奂”及從“奂”之字」(『中国文字研究』第17輯、2013年)も言うように、西周金文の奂は「人に從い穴に從い𠂔に從う」字であり、本銘の当該字が𠂔のない奂の初文であるとしても穴を構成要素とするようには見えない。
- (17) また、『金文編』581(附録上、中華書局、1985年、1160~1161頁)を参照。
- (18) 謝明文も、本器の銘文にもとづき、これまで族名とされてきた「虘册」について「“虘册”之“册”即“作册”之省」という。『出土文献与古文字教程』336頁(復旦大学出土文献与古文字研究中心編撰、中西書局、2024年)を参照。

王晶「房山区琉璃河西周遺址 2021～2022 年発掘収獲」(『北京重要考古発現 (2021-2022)』北京市考古研究院 (北京市文化遺産研究院) 編、文物出版社、2023 年) より引用。



作册奂卣内底铭文



作册奂卣



M1902 出土作册奂器

6. 考察

この銘文は太保（召公）が匱（燕）の封建（建国）に關与したことを示す新出史料であるが、それは必ずしも召公が燕の始祖であることを意味するものではない。すなわち、落合淳思『殷代史研究』（朋友書店、2012年）が、

克罍・克盃から読み取れるのは克が召公の推挙で燕侯になったことだけであり、両者に血縁関係があったことは一切記されていない。（114頁）

というように、この銘文からも、召公と克（克罍・克盃にその名が見える燕の初代）や旨（匱侯旨鼎にその名が見える燕の二代）といった燕の国君とのあいだに血縁関係があったことを直接に読み取ることはできない。

そもそも西周金文では、克罍（『銘図』13831⁽¹⁾）・克盃（『銘図』4789）に「令克侯于匱（克をして匱に侯たらしむ）」とあり、宜侯矢殷（4320）に「侯于宜（宜に侯たれ）」とあるように、侯に建てること（すなわち封建）を侯字によって表し、建字を用いない。西周中期以降でも、土山盤（『銘図』14536）に「王呼作册尹册命山曰、于入葑侯（于に葑に入りて侯たれ）」と見え、晩期の四十二年逯鼎（『銘図』2501・2502）に「余肇建長父侯于楊（長父を建てて楊に侯たらしむ）」とあるのがそうである。封建の意で建字を用いる銘文が現れるのは春秋期になってからで、たとえば早期の戎生編鐘（『銘図』15239～15246）に「辞（台）皇且（祖）憲（憲）公……用建于兹（兹）外土（用て兹の外土に建てらる）」と見え、中期の曾侯毳罍（『江漢考古』2020-1）に「皇且（祖）建于南土（南土に建てらる）」とある。また、戦国晩期の中山侯鉞（11758）は中山国の建国について「天子建邦（邦を建つ）」と記す。

一方、建の字義は小臣匱鼎に「召公建匱」とあるように築城する意である。本銘の章字が上に述べたとおり“築城する・建築する”の謂いであるならなおのこと、太保は燕に封建されたのではなく、宗周にあって燕城の造営を差配したにすぎないと考えるべきである。これまでは、莒鼎（2703）の、

匱侯令莒饌（飴）太僕于宗周。庚申、太僕賞莒貝。

燕侯、莒をして太保を宗周に飴^あはしむ。庚申、太保は莒に貝を賞す。

という銘文と克罍・克盃の銘文とにもとづいて、燕に封ぜられたものの召公自身は宗周にとどまり、実際に燕に赴き初代の燕侯となったのは克であるとみなすことも多かったが、燕侯が臣下の莒を宗周にいる太保（召公）のもとに遣わし労わせたのは、太保が燕の始祖であるからではなく、燕の建国にあずかって力があつた太保に対する報恩の一つであつたと考えるほうが穏当であろう。

以上の推論を傍証するのが佺字である。上引の土山貞に「隹王大禴于宗周、佺餽莽京年」とあつたように、佺字は宗周から莽京へという近隣の移動を言い表す語として用いられている。であれば、現在の陝西省西安市から遠く1000 kmも離れた北京市近郊への移動にも同じ佺字を用いるとは考えにくい。太保が燕侯宮に移動したことを佺字で表していることからすれば、燕侯宮も燕の都にあつたのではなく宗周にあつたと考えるべきである。

燕侯宮がいわば燕侯の宗周屋敷であつたならば、他の諸侯もやはり宗周に宮（殿舎）を置いていた可能性がある。このことは、「○侯宮」という新たな文字資料の出現を俟ち、周原遺跡の発掘調査に基づく考古学的な知見と合わせて総合的に解明してゆくしかないが、もし燕侯宮が臨時の施設ではなく、上に述べたような庁（役所）としての機能をもつ常置の屋敷であることが明らかになれば、そこには当然、本国の政治組織を小型にした相似形の組織があつたはずであり、燕一国のみならず、西周期の職制について考えるヒントを得られるだろう。

本銘の餽字は西周初期における太保（召公）の政治的地位について考えるうえで重要な問題を提起する。単育辰は、上に挙げた図6・8などを餽字とみなし「皆為王所举行」とする⁽²⁾。たしかに図6・7・8が現れ

る銘文では「隹王大隸于宗周、侂匱莽京年」「王匱口大室」とあるように、その動作の主語として王（周王）を明記するので、氏の主張は正しい。しかし、本銘に王字はない。もし王が主語であれば王字を略すとは思えないから、本銘の「侂匱匱侯宮」の主語はやはり太保であろう。すると、上に推察したように図 6・7・8 は図 4・5 の異体字であり、したがってこの二つの字形が意味する行為自体に大差ないとすれば、本銘の主語だけが王でなく太保であることは、(1) 太保が政治的に王の代人たり得る存在であった、あるいは(2) 太保という存在を特別視する集団があったことを示唆する。すなわち、上にはさしあたり匱を普通動詞と考えたが、そうではなく、(1-1) 実際に太保が王の行為と同等のことは行っていた、あるいは(2-1) 本銘を起草した者は王がもつぱら行う行為を示す字を太保の行為として用いた、言い換えれば(2-2) 器主が太保の行為を王のそれと同じ表記とすることを求めたと考えられるのである。もちろんこれらの仮説の当否についてたちどころに判断をくだすことはできないが、太保の特異性を認めることのできる金文を他に求めれば、叔卣(4132・4133)に注目しなければならない。すなわち、

隹王率于宗周。王姜史(使)弔(叔)使于大僕。賞弔(叔)鬱鬯・白金・趨(芻)牛。弔(叔)對大僕休、用乍寶鬯彝。

隹れ王の宗周に率^{まつ}す〔る年〕。王姜、叔をして太保に使はしむ。〔太保は〕叔に鬱鬯・白金・芻牛を賞す。叔、太保の休に対へて、用て寶鬯彝を作る。

とあるのがそれである。叔が王姜の命で太保に使いして太保より賜物を得、太保の休に感謝を表してこの器を作ったというものである。王室の使者など、命じられて特定の任務や職務を全うした者をもてなしたり、その者に下賜したりする場合、西周金文では賓字を用い、賓にあずかる機会を与えた命令者（王や王后などの上位者）に対して感謝の気持ちを表す（対揚する）という文構造が多い。にもかかわらず、この叔卣の銘文では、王姜の命で太保に使いした叔に対する下賜を賓ではなく賞字で表し、命令者である王姜ではなく下賜者である太保に対揚する文となっている。ときに上引の董鼎の銘文（匱侯令董飴太保于宗周。庚申、太保賞董貝）でも、燕侯の遣わした董に太保が貝を賞与しているが、この場合、太保の地位は燕侯よりも確実に上位にあると考えてよいので、賞字を用いることに何ら疑義はない。しかし、叔卣の場合、命令者である王姜と、下賜者である太保との間の実質的な（政治的な）位置関係は必ずしもはっきりしない。もしかしたら、実際の政治的地位は太保のほうが王姜よりも上位であったのかもしれないが、むしろ、太保に対揚する文言（対太保休）とするために、使者に対する下賜という行為に賓字でなく賞字を用いた、と考えるべきであろう。使者に対する下賜であっても、その行為に賞字を用いれば、文面上は対揚の相手を命令者（王姜）ではなく下賜者（太保）とすることができるからである⁽³⁾。そこには、太保からの下賜を通例のとおり賓字とし「対揚王休」や「対揚王姜休」と記す銘文にすることを避けたいという器主の心理が作用していると考えても考えすぎではないであろう。すなわち、器主の叔は、公的には王姜の命を受けてはたらく立場にあるとはいえ、叔個人の私的な心情としては太保の臣下であったということになる。叔卣の銘文に対するこのような推測に大過ないなら、かつ、匱が通省と同じように王の専用字であったならば⁽⁴⁾、本銘の「太保が燕侯宮に“匱”した」という文言には、器主が太保に直接に臣事する者であるが故に、自らの主君たる太保を王になぞらえる心情がすくよくよく反映されていると考えてよいかもしれない。

本器と同じように虜という族の父辛を祀るための銅器に図 15・16・17 がある。いずれも西周早期の銅器である⁽⁵⁾。すると、図 15・16 の銅器の器主と本器の作册奭（暫定名）とは、同一人物でなくても同族である可能性が高い。図 17 の器主は虜族の作册戲であるが、同じ族であろう作册奭（暫定名）との関係は定かではない。



図 15： 虜父辛殷 (3208)

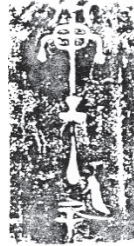


図 16： 虜父辛尊 (5660)



図 17： 獻作父辛壺 (9577)

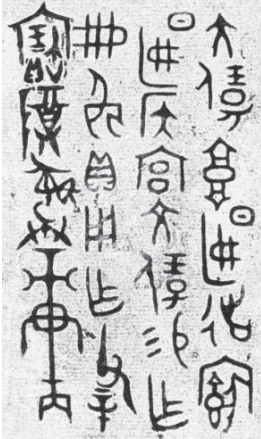
注

- (1) 『銘図』とは、呉鎮烽『商周青銅器銘文暨図像集成』（上海古籍出版社、2016年）の略称であり、数字は同書の番号である。以下同じ。
- (2) 単育辰「再論沈子它簋」（初出：2007年。単育辰『占畢隨録』上海古籍出版社、2024年、57頁）を参照。
- (3) したがって、文の構造上、叔貞の賞字が賓の誤字であるということはない。
- (4) 拙稿「「適省」再考」（『兩周金文研究会会報』創刊号、2023年）を参照。
- (5) 陳英傑「商周金文中“庚”字形体上の時代標記」附表（『青銅器与金文』第2輯、2018年、255頁以下）を参照。

【追記 1】

本号編集中の 2025 年 1 月 17 日、「2024 年全国十大考古新发现初评名单公布，北京房山琉璃河遗址入选」（北京日报客户端、2025-01-15 21:49）の記事に、鏽をきれいに落とした卣の銘文拓本が載っていることに気づいた。参考に供するために、見やすいように拓本の色を反転して載せる。

<https://xinwen.bjd.com.cn/content/s6787bcd7e4b068c68f0e8e31.html>



さすがに銘文写真では判断できなかった字形の多くがはっきりとわかる。したがって、銘文試積の記述について多少の訂正や補足説明が必要であるが、この拓本が学術雑誌などに掲載されるのを俟って再考することにした。

【追記 2】

『中国文物報』2025 年 1 月 24 日第 5 版の「封疆授土 太保墉燕 琉璃河遗址考古新发现」（北京市考古研究院（北京市文化遺産研究院）・北京大学考古文博学院）にも、上記の記事と同じ銘文拓本を掲載している。